南木曽町空家対策総合実施計画

- 1. 計画の実施地区の区域
 - (1) 実施地区の区域

所在地:南木曽町全域 面積:21,593 h a

- 2. 基本的方針
 - (1) 実施地区の概要

南木曽町には平成29年3月末時点で空家件数が306戸あり、平成24年と比較すると約50件の空家が増加している。通勤・通学や生活環境の利便性などから町外へ移住する住民が多く、少子高齢化に伴った人口減少が進んでいる。今後も空家件数の増加が見込まれることから、南木曽町総合計画や南木曽町地方創生総合戦略において、空家の利活用と地域活性化を重点事業として位置づけている。

(2) 実施地区の課題

南木曽町では高齢世帯化、高齢単身世帯化が進んでいるほか、所有者または相続人の空家の管理不足、空家に対する問題意識が低いといった課題があげられる。しかし、岐阜県や愛知県への通勤圏であるとともに、中山間地の生活を希望する UIJターン希望者、核家族化等により、住宅ニーズが見込めるため、空家の利活用を促進させる必要がある。

(3) 実施地区の整備の方針

空家等に関する問題は、南木曽町空家等対策計画に基づき、所有者等が自らの 責任により的確に対応することが原則であるため、空家等の適正な管理や利活用 の意識づけを行うとともに、全ての人が空家等の所有者等になる可能性が高いこ とを周知し、空家等問題に関する意識の涵養を行う。

また、空家の利活用として空家を改修した移住体験住宅の整備を推進し、町内外へ広く情報を提供するとともに、移住者が地域に親しみ定住できるよう地域と連携しながら移住促進に努めるとともに、NPO法人等の民間組織とも連携し空家の利活用を検討する。

空家及び所有者の意向を定期的に把握することで、特定空家の把握や空き家等 バンクへの登録促進、南木曽町空き家利活用推進補助金の活用を促し、住民が安 心・安全に暮らせる環境を整える。

妻籠地区においては重要伝統的建造物群保存地区に選定されているため、地域 活性化及び観光拠点、地域交流拠点のために利用する施設として活用する。

(4) 空き家対策総合実施計画の目標

平成 30~34 年 空家の活用数 5 棟 平成 30~34 年 空家の除却数 20 棟

(5)連携した協議会等の概要

名称:南木曽町空家対策協議会

代表者:南木曽町長 向井 裕明

主な構成員:町地域振興協議会、町議会、学識経験者等

3. 空き家の活用と除却に関する事項 空き家対策基本事業に関する事項

事業 手法	施行者	事業対象	活用用途又は跡地の 活用	棟数	事業実施予定時 期
	南木曽町	空家住宅	地域交流施設	1	Н30.4 - Н31.3
活用	南木曽町	空家住宅	地域交流施設	2	H30.4 - H32.3
	南木曽町	空家住宅	定めなし	2	Н32. 4 - Н35. 3
r今士n	所有者	特定空家等	定めなし	17	Н30. 4 - Н35. 3
除却	南木曽町	特定空家等	定めなし	3	Н30. 4 - Н35. 3
実態 把握	南木曽町	空家住宅等	_		Н30. 4 - Н33. 3

- 4. 他の空き家対策に関する事項
 - (1)他の空き家対策に関する事項※ 特になし
 - (2) 空き家対策総合支援事業の補助対象以外の空き家対策に関する取組

事業概要	施行者	事業実施予定時期
南木曽町空き家等バンク	南木曽町	Н30. 4 - Н35. 3
空家相談窓口	南木曽町	Н30. 4 - Н35. 3
南木曽町空き家利活用推進補助金	南木曽町	Н30. 4 - Н35. 3
特定空家所有者に対する助言・指導等	南木曽町	Н30. 4 - Н35. 3

5. その他必要な事項※ 特になし

- (注1) 空き家対策関連事業、空き家対策促進事業については、3. 以外の該当箇所に 各事業の必要事項を記入すること。
- (注2)住宅市街地総合整備事業制度要綱第25第3項第一号、第二号に掲げるものの うち、空き家対策総合実施計画に関連する記述について抜粋したものを添付するこ と。
- (注3)※の事項については該当がない場合はその旨を記入すること。